



## 一般事業主行動計画(第5期)

社員が、仕事と私生活を両立することができ、働きやすい職場環境を作ることで、社員一人ひとりが能力を十分に発揮できるようにするため、下記の通りに行動計画を策定する。

### 記

1. 計画期間； 2019年4月1日～2021年3月31日迄の2年間
2. 目 標； 2019年度の有給休暇取得率を 64%とする  
2020年度の有給休暇取得率を 66%とする
3. 目標達成のための対策、実施時期
  - ① 2019年6月1日～2019年9月30日
    - 夏季休暇取得期間とし、連続5日間の有給休暇を取得する。
    - 取得促進と業務に支障を来さぬ様、各グループで夏季休暇取得スケジュール表を作成し、従業員全員が記入・閲覧できるようにする。
    - 各グループの居室内に、夏季休暇取得啓蒙ポスターを作成して、取得を促進させる。
  - ② 2019年10月1日～2019年11月30日
    - グループ別に夏季休暇の取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
    - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
    - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
  - ③ 2019年12月1日～2020年3月31日
    - 冬季休暇取得期間とし、連続3日間の有給休暇を取得する。
    - 上記②で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
  - ④ 2020年4月1日～2020年5月31日
    - グループ別に冬季休暇の取得率、年間の有給取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
    - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
    - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
  - ⑤ 2020年6月1日～2020年9月30日
    - 夏季休暇取得期間とし、連続5日間の有給休暇を取得する。
    - 上記④で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
  - ⑥ 2020年10月1日～2020年11月30日
    - グループ別に夏季休暇の取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
    - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。

- 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。

⑦ 2020年12月1日～2021年3月31日

- 冬季休暇取得期間とし、連続3日間の有給休暇を取得する。
- 上記⑥で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。

以上